

手数料の納付が必要な手続きについて

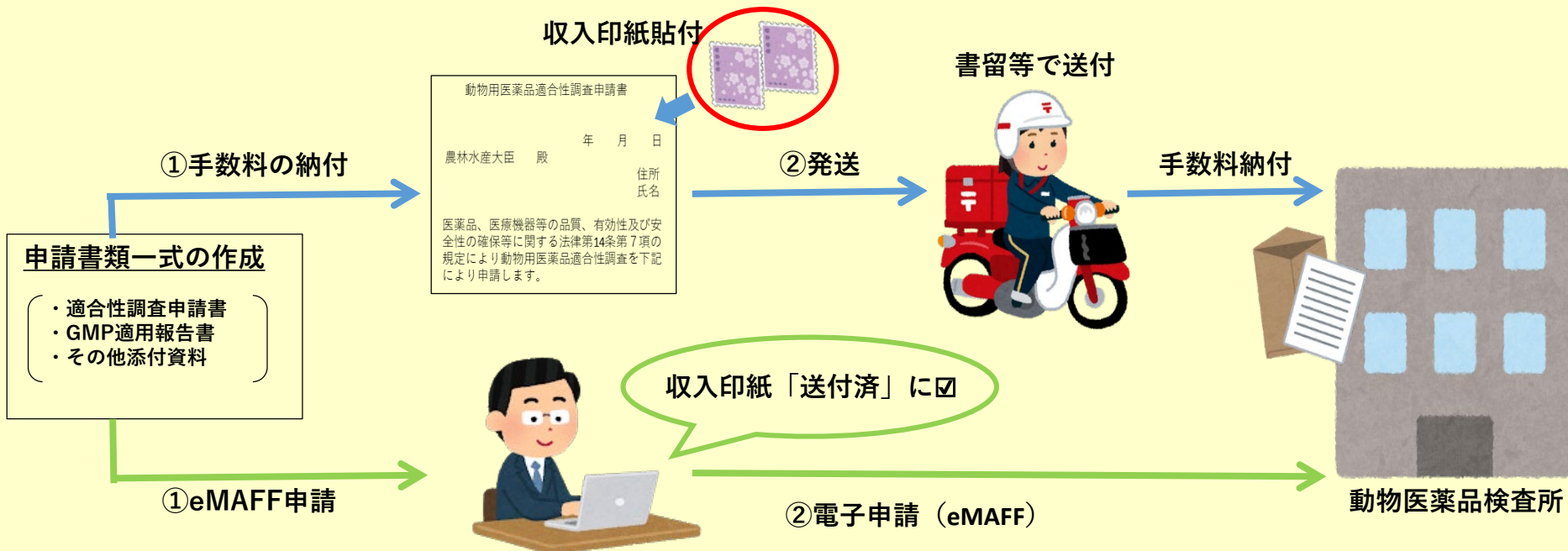
手数料については、システム改修が終了するまでは、従来の紙で申請いただく場合と同様、**収入印紙**で納付をお願いします。

作成いただいた申請書（別紙や添付資料は不要）をプリントアウトし、必要な金額の収入印紙を貼付した上で、動物医薬品検査所まで送付をお願いします。

この際、貼付いただいた収入印紙には、**絶対に消印を押さないでください**。

収入印紙を貼付した申請書の写しの送付の際は、書留等の記録の残る方法で、送付をお願いします。

あわせて、eMAFF申請画面で「送付済」に**チェック**を入れ、電子申請を行ってください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。



※「手数料の郵送」及び「eMAFF申請」どちらの手続きも必要です！